

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出
差止請求住民訴訟事件

原告 荒川照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川和彦

意見陳述書

2024年（令和6年）4月25日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 坂 本 博 之

- 1 原告らの主張の柱の一つが、本件産業廃棄物処分場候補地が、立地上の制約区域の一つとしての、浸水想定区域として想定すべきであった、という点である。
- 2 茨城県は、産業廃棄物処分場候補地選定における立地上の制約区域の一つとして、「浸水想定区域」という区域を定めており、その「設定の主旨」として、「国や県が、それぞれの河川で数百年に1度の大雨が降った場合を想定した浸水範囲を回避すべき範囲として想定」と定めており、これが産廃処分場候補地選定に係る茨城県の裁量権行使の基準であると解される。ここでいう「浸水想定区域」とは、水防法14条1項、2項の「洪水浸水想定区域」と同義であると解される。
これに対して、被告の基本的な主張は、本件処分場予定地は、水防法上の「洪水浸水想定区域」に該当しない、ということであるが、これは、単純に且つ形式的に、そもそも本件処分場予定地を流れる唐津沢などという河川は存在しないし、本件地域に存在する水路は、水防法14条1項、2項に規定する「河川」に該当しない、という理由である。
- 4 令和3年に水防法が改正され、それと共に同年7月15日、国土交通省水管理・国土保全局長から発出された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」という告示が出された。これらの法改正及び告示は、近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、

今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることに鑑みて、流域治水の考え方に則り、河川の治水や水防は、河川の流域全体を視野に入れて考えなければならないのであり、一級河川や二級河川の支川のうち、それらの河川指定がなされていない河川であっても、浸水想定区域の指定対象に追加して、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すべきである、という趣旨の下になされたものである。

本件処分場予定地の中心には、唐津沢という、二級河川鮎川の支川がある。この唐津沢は、国土地理院発行の2万5000分の1地形図にも記載されていたし、日立セメントが作成した図面にも河川として記載されていたものであり、このような河川が存在することは明らかである。唐津沢も二級河川鮎川の支川である以上は、本件処分場予定地もまた、流域治水の観点から鮎川の治水の一環として考えるべきである。そして、本件処分場予定地は、水防法に規定される「浸水想定区域」に準じた考慮が必要であったというべきである。

- 5 本件処分場予定地は、洪水浸水想定区域の実質を有する。即ち、本件処分場予定地とされている唐津沢は、その西側に81.47haにも及ぶ広大な集水域を抱えている。処分場予定地の敷地流域の36.83haも含めると118.30haにも及ぶ。これらの流域に降った雨は唐津沢に集まる。

水防法14条1項、2項の規定を受けて、想定最大規模降雨等の想定の方法を定められた、「浸水想定(洪水、内水)の作成等のための想定最大外力の設定手法」という資料によると、関東地方の1時間当たりの最大降雨量は153mm、24時間当たりの最大降雨量は690mmとある。原告の一人でもある流体力学の専門家・鈴木鐸士の意見書によれば、唐津沢の流域につくられている窪地(唐津沢湖という)における、貯留可能な雨水量は57万2600m³にもなることが確認されているので、上記のような豪雨時でも唐津沢からの洪水放出流量はないものと考えられる。すなわち、現状の唐津沢は、期せずして洪水に対する防災ダムの機能を巧妙に果たしているのである。この唐津沢湖をつぶして産業廃棄物処分場にしてしまうということは、下流域に甚大な水害をもたらすこととなる。

すなわち、現状を前提とすれば、水防法が想定する最大降雨量があつたとしても鮎川への溢水は回避されることにはなるが、唐津沢流域への浸水・貯留は避けられない。

- 7 被告の計画によると、1/30年確率の降雨量に基づき必要な防災調整池容量が2万9747m³と算定された。ところが、水防法規定の降雨量の場合には、本件集水域に対する必要な防災調整池容量は12万6000m³となる。被告が主張

する防災調整池容量は、水防法規定の降雨量が降った場合に、到底対応できるものではない。

洪水災害の危険性を避けるためには、調整池容量の算定には水防法規定の降雨量を適用することが必要である。

被告は、本件処分場に伴って新設される新設道路の西側地区に降った雨は、降雨量の相当量が蒸発散するとか、防災調整池に流入することなく、新設道路に設置される側溝を通して、直接鮎川に流入することになると主張している。しかし、被告が主張の前提としている水文調査は、極めてずさんな調査であるから、資料価値はないし、被告が予定する新設道路の内容も明らかではないから、被告の主張に信頼性はない。

本件処理施設では、浸出出水処理施設や調整槽の能力も不足している。以上のような施設において処理することができない表流水、或いは地下水は、処分場内に貯留され、或いは処分場から溢れ、或いは未処理のまま、種々の有害物質を含んで鮎川に放流されることになる。

本件処分場予定地は、上記のように、大雨によって、下流地域に水害のみならず、汚染被害をもたらすことが予想される地域である。

- 8 鮎川の流下能力からみても、本件処分場予定地の洪水の危険性があることは明らかである。

被告は、鮎川の流下能力について、流下能力 $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$ としている。また、この数値が示されている地点は、鮎川の流路が隧道の中を流れるようになっている個所である(甲 19・1p)。この鮎川の流下能力に対応する、洪水を引き起こす限界の降雨強度は 15.2 mm/hr とされている。一方、水防法で想定すべき最大降雨量は、関東地方における 1 時間当たりの最大降雨量が 153 mm/h とされており、前記降雨強度 15.2 mm/h という数字は、この値と比べて、格段に小さい数字である。従って、本件処分場予定地を流れる雨水を流下させる河川は、関東地方の 1 時間当たりの最大降雨量にとうてい対応することができないということが明らかである。

- 9 本件処分場予定地は、昭和 22 年のカスリーン台風時に、著しい浸水被害があった。

また、昨年令和 5 年 9 月台風の時、日立市で 93 mm/h 、あるいは 97 mm/h の雨が降り、本件処分場予定地でも土砂崩れが発生したり、本件処分場予定地よりも下流の鮎川流域の何か所もにおいて、洪水被害が発生した。

本件処分場が作られていた場合、本件処分場が受ける被害は甚大なものとな

っていたであろうし、本件処分場下流域の鮎川流域の水害はより甚大なものとなっていたものと考えられる。

- 10 以上から、本件処分場予定地は、水防法に規定される「浸水想定区域」に準じた考慮が必要であったことが明らかであり、処分場予定地を選考するにあたり、このような重要な事項を看過した被告は、裁量権の逸脱をしている。

以上